

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

支援施策の情報提供について【第一報】

(令和2年4月22日時点)

(1) 新型コロナウイルス対策マル経融資 (日本政策金融公庫)

【ご利用いただける方】

直近1ヶ月の売上が、新型コロナウイルスの影響で前年または前々年と比較して5%以上減少した
箕郷町に事業所を有する小規模事業者

【金利】 基準金利1.21%より当初3年間は0.9%引き下げ、0.31% (無担保・無保証)

【貸付期間】 設備10年以内、運転7年以内

【融資限度額】 別枠1,000万円

(2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)

【ご利用いただける方】

直近1ヶ月の売上が、新型コロナウイルスの影響で前年または前々年と比較して5%以上減少した方

【金利】 当初3年間を基準金利より0.9%引き下げる。 1.36%→0.46% (無担保)

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 (うち据置期間5年以内)

【融資限度額】 3,000万円

(3) 高崎市新型コロナウイルス緊急経済対策資金 (群馬銀行、高崎信用金庫、ぐんまみらい信用組合等)

【ご利用いただける方】

直近1ヶ月の売上が、新型コロナウイルスの影響で直近1か月売上が、前年同月比で10%以上減少し、
その後2か月の見込みを含めた3か月の売上高が、前年同期比で10%以上減少している方

【金利】 1.3%以内 (5年間は市の制度で全額補給) ※保証人・担保は金融機関の定めによる
事務手数料の消費税分を除き、保証協会の保証料や事務手数料を補助する制度あり

【貸付期間】 運転10年 (既往取引の借換えは不可)

【融資限度額】 3,000万円

商工会では、新型コロナウイルス感染症施策でご相談を希望される方につきましては、
下記をご記入の上、商工会までお申込みください。

【お申し込み先】 Tel:027-371-2150 / Fax:027-371-6184 (担当:横塚、猪熊)

事業所名	(Tel:)
相談内容テーマ	①資金繰り ②税金関係 ③雇用関係 ④給付金・補助金 ⑤その他
具体的な 相談内容	